

令和8年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 総務文教分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和8年3月4日（水） 午前11時20分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第10号 令和8年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）

1 番	魚 野 ル ミ 君	2 番	尾 形 修 平 君
3 番	鈴 木 いせ子 君	4 番	菅 井 晋 一 君
5 番	野 村 美佐子 君	6 番	富 樫 雅 男 君
7 番	高 田 晃 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員（1名）
一般会計予算決算常任委員会 委員長 大 滝 国 吉 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長谷部 俊 一 君
同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同課人事管理室長	川 崎 健 一 君
同課総務管理室係長	菅 原 秀 和 君
同課危機管理室長	矢 部 和 貴 君
同課情報管理室長	須 貝 正 人 君
同課情報管理室係長	真 田 富 久 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同課契約検査室長	斎 藤 要 君
同課契約検査室副参事	浅 野 由実子 君
同課財務管理室長	成 田 大 介 君
同課財務管理室係長	小 田 貴 文 君
同課財産活用推進室長	五十嵐 博 君
同課財産活用推進室副参事	鈴 木 郁 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美和子 君
同課行政改革推進室長	本 保 敦 志 君
同課企画政策室長	田 村 政 和 君
同課企画政策室係長	横 山 和 明 君
同課企画政策室係長	増 子 友 昭 君
同課デジタル化推進室長	高 橋 章 宏 君
同課地域交通政策室長	須 貝 直 毅 君
同課地域交通政策室係長	星 梓 君
会 計 管 理 者	大 滝 豊 君

消 防 長	瀬 賀 誠 君
消 防 本 部 次 長	菅 原 直 巳 君
消 防 本 部 総 務 課 長	松 村 博 幸 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	前 川 龍 也 君
監 査 委 員 事 務 局 次 長	齋 藤 俊 則 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	阿 部 正 昭 君
神 林 支 所 長	志 田 淳 一 君
朝 日 支 所 長	五十嵐 忠 幸 君
山 北 支 所 長	大 滝 きくみ 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前 11 時 20 分)

分科会長 (高田 晃君) 開会を宣する。

○本日の審査は、議第55号及び議第10号のうち総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、選管・監査事務局、議会事務局、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所及び消防本部所管分について審査する。

日程第 1 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第16号)のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長(総務課長 長谷部俊一君、財政課長 榎本治生君、消防長 瀬賀 誠君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第11款 地方交付税

(説 明)

財政 課長 それでは、10、11ページを御覧ください。11款地方交付税の普通交付税は、国の補正予算による臨時財政対策債償還費の前倒し交付分と今回の補正予算の財源とを合わせて1億4,567万円を計上いたしました。

第17款 財産収入

(説 明)

財政 課長 続きまして、10、11ページの一番下から12、13ページにかけて御覧ください。17款財産収入の1項2目利子及び配当金の基金運用収入は、基金の債券運用に加え、定期預金等の利率増により利子収入が増額となったもので、基金ごとに増額分を計上いたしました。

第19款 繰入金

(説 明)

財政 課長 続きまして、19款繰入金となりますが、2項1目財政調整基金繰入金5億円の減額

ですが、普通交付税の追加交付などにより、繰入れの必要がなくなったため減額するものであります。4目環境衛生基金繰入金2,240万円の減額は、LED照明設備改修事業に当たり、脱炭素化推進事業債を充当する予定としておりましたが、一部に過疎対策事業債の充当が可能となったため減額をするものであります。5目義務教育施設設備整備基金繰入金1億1,680万円の減額ですが、GIGAスクールのタブレット端末の更新経費の減額分、あとそのほかに小学校の営繕工事などに過疎対策事業債が充当できることとなったということによるものであります。

第20款 繰越金

(説明)

財政 課長 続きまして、20款繰越金の前年度繰越金は、今回の補正予算の財源として1億9,038万円を計上いたしました。

第22款 市債

(説明)

財政 課長 続いて、22款市債であります。このたびの国の補正予算に伴う事業への起債の追加、事業費の確定による起債額の調整が主なものであります。金額が大きいものについて御説明をいたします。1項4目農林水産業債の農業農村整備事業債2億2,380万円の追加は、国の補正予算に伴う県営事業負担金に係る起債と、同じく国の補正予算に伴う神林有機センターのペレット施設導入に係る起債が主なものであります。6目土木債の市道等整備事業債2,800万円の追加は、市道藤沢学校町線の橋架け替えに伴う負担金、市道下相川日下4号線ほか道路改良工事への起債の追加が主なものであります。14、15ページに入りまして、7目消防債の防災基盤整備事業債3,330万円の追加は、消火栓設置工事負担金に係る起債の追加が主なものとなります。8目教育債の1節教育総務債、学校教育設備整備事業債1,740万円の追加は、小・中学校の教師用タブレット端末に起債を充当するものであります。4節社会教育債の社会教育施設整備事業債1,160万円の追加は、情報センターと総合文化会館の照明設備LED化事業に係る起債の追加が主なものであります。9目災害復旧事業債の林業施設災害復旧事業債4,520万円の追加は、上田沢治山施設工事に係る起債を追加したほか、補助事業の調整による起債の追加が主なものでございます。

歳入

第11款 地方交付税

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質疑)

菅井 晋一 参考までに、利子収入で債券運用の分は今年合計でどれくらいになったのでしょうか。
会計管理者 1,348万8,814円です。

第19款 繰入金

(質疑)

（「なし」と呼ぶ者あり）

第20款 繰越金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第22款 市債

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第9款 消防費

（説 明）

消 防 長 資料の20、21ページを御覧ください。9款1項3目消防施設費について、消火栓設置工事におきまして起債に3,310万円を追加いたしまして、一般財源から財源更正したものでございます。以上です。

総務 課長 次に、22、23ページにかかるページになりますが、23ページの一番上のところになります。同じく消防費のうち、5目災害対策費の財源更正、地方債20万円ですが、事業費の一部に防災基盤整備事業債、こちらを充当することとして財源を更正するものであります。以上です。

第11款 災害復旧費

（説 明）

財政 課長 24、25ページを御覧ください。11款災害復旧費の4項1目その他公共施設災害復旧費の財源補正であります。令和4年8月豪雨災害に係る花立地内の災害復旧工事に充てる起債を増額するための財源更正となります。

第13款 諸支出金

（説 明）

財政 課長 続きまして、13款諸支出金の基金費であります。説明欄1の基金積立金について、財政調整基金積立金1億5,000万円は、教育費寄附金の1億5,000万円を来年度以降の財源とするため積み立てるものであります。減債基金積立金6,467万8,000円は、国の補正予算による普通交付税の追加交付で、令和8年度と9年度分の臨時財政対策債償還費、これが前倒しされて交付されたことから減債基金に積み立てるものであります。地方創生応援基金積立金100万円は、企業版ふるさと応援寄附金のうち来年度で事業化する金額を基金に積み立てるものであります。説明欄2の基金利子積立金は、利子収入が増額となった分を基金に積み立てるため予算化するものであります。

第14款 予備費

（説 明）

財政 課長 14款予備費については、端数調整のための計上でございます。

第4条「第4表 地方債補正」

財政 課長 続いて、6ページを御覧ください。第4表、地方債の補正であります。歳入の市債で御説明いたしましたが、社会福祉債などについて起債の限度額を変更するものがあります。以上でございます。

歳出

第9款 消防費

(質 疑)

菅井 晋一 一般質問とか代表質問とかでいろいろ話があった消防署の神林分署のことですけれども、そのときでは財政課長は40万だかの当初予算で要求あったけれども、半端な仕事しかできないから切ったみたいなの、そういう答弁があったと思うのですが、やっぱり施設を見れば緊急に対応しなければならない公共施設だと思えますし、補正予算とかでもできないものかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

財政 課長 今回の調査費の予算計上でございますけれども、調査の中で本来例えば施設を建てる場所というのが完全にその支所の脇だとか、支所の中だとかということで、そこに限った今の選択、方針にはなっていないこと、また調査をするにしてもただあの辺地盤が悪いというようなことを聞いておりますので、例えばボーリング調査だとか、そういうのをしないと正確なある程度の金額がはじけないのではないかとということで相談させていただいたというようなことで、今回計上には間に合わなかったということで、その辺整い次第、必要に応じて補正対応も考えていかなければならないというようなことであります。

菅井 晋一 分かりました。ということは、消防本部でまず場所とかをはっきり決めれということが一番先だということになりましょうか。

財政 課長 その場所のいわゆる決定に当たって、どうしても調査をここまでしなくてはならないとか、もうここここに絞られたと、なのですけれども、そのやり方とか建て方とかその辺を調べるために、どうしても素人では分からないので、調査しなくてはならないというようなことであれば、そのときに予算化が必要になるのではないかなと思っております。

菅井 晋一 それは、消防本部でそれを判断せいというか、決定せいと、覚悟を決めろということですか。それとも、別な企画戦略課とかその辺で決めるとか、そういうことで…消防本部のほうで早く場所とか決断せいと、そういうことになりましょうか。

政 策 監 こちらは、消防本部だけではなかなか判断しづらいところがあるというふうに思っています。消防本部が一義的には対応していただくのですけれども、当然本庁の側も相談を受けながら一緒に考えていかなければならない問題だと思っています。先般の質問を受けましたので、早速協議等もさせていただいたところでございます。しっかりと協議進めてまいりたいと思います。本庁と一体となって。

高田分科会長 今回の件で確認ですけれども、前回我々総文で事務調査を閉会中したときに、候補地はある程度絞られたような説明を受けたのですが、今の話聞くと候補地の2つはもう候補地ではなくなったということですか。

政 策 監 先日見ていただいたパルパークの場所と、あと保健センターの場所、そこについては、大雨降ると市道の部分が浸水するというようなお話も、庁内の検討会議の中でそういった御意見が出ましたので、そういったところも踏まえて、やはりそこだけ

に限定することなく、もうちょっと幅を広げたほうがいいのではないかというふう
に私どもは考えております。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4条「第4表 地方債補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第2

議第10号 令和8年度村上市一般会計予算のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君、財政課長 榎本治生君、企画戦略課長 山田美和子君、会計管理者 大滝 豊君、選管・監査事務局長 前川龍也君、議会事務局長 内山治夫君、荒川支所長 阿部正昭君、神林支所長 志田淳一君、朝日支所長 五十嵐忠幸君、山北支所長 大滝さくみ君、消防長 瀬賀 誠君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 法人事業税交付金、第7款 地方消費税交付金、第8款 ゴルフ場利用税交付金、第9款 環境性能割交付金、第10款 地方特例交付金、第11款 地方交付税

(説 明)

財政 課長

では、予算書の19、20ページから21、22ページにかけてを御覧ください。第2款地方譲与税から第11款地方交付税までを一括して御説明をいたします。これらの交付金等の算定に当たっては、令和7年度の決算見込み及び総務省から発表される地方財政の見通しなどを参考に算出をしております。この中で、前年と大きく増減しているものは、20ページの一番上、2款地方揮発油譲与税では、ガソリン税の暫定税率の廃止などの影響で15.3%、1,210万円減の6,700万円、同じく自動車重量譲与税で8%、2,000万円増の2億7,000万円、4款配当割交付金で34.3%、1,200万円増の4,700万円、5款株式等譲渡所得割交付金で93.3%、2,800万円増の5,800万円、7款地方消費税交付金で10%、1億5,000万円増の16億5,000万円を計上いたしました。続いて、21、22ページに入りまして、9款環境性能割交付金は、制度の廃止に伴い項目計上といたしました。10款地方特例交付金、1項1目の説明欄1、減収補てん

特例交付金ですが、環境性能割の廃止やガソリン税の暫定税率の廃止によりまして、6,200万円増の9,500万円となっております。その下、11款地方交付税では、普通交付税でこれまでの交付実績や公債費に係る交付税算入の伸び、また人件費の増や物価高騰の影響を見込んで前年度比2億200万円増の134億6,800万円を、特別交付税についてはこれまでの実績と対象事業費の予算計上状況から、前年度比1億円増の12億円、地方交付税全体では2.1%増の146億6,800万円を計上いたしました。2款から11款までは以上でございます。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

総務 課長 次に、同じページの下のほうになります。13款2項1目1節の説明欄1、情報通信施設負担金ですが、令和7年度まで情報通信事業特別会計で計上していましたが、特別会計の廃止により、今回から一般会計へ移行したものです。情報通信施設負担金として、新規加入の方に納入いただいているものです。以上です。

消 防 長 23ページ、24ページをお開きください。13款2項4目消防費負担金でございますが、説明欄1、消防管理運営費負担金2億3,991万6,000円は、関川村と栗島浦村からの消防事務委託による負担金でございます。説明欄2、日本海東北自動車道救急車退出路門扉維持費負担金3万8,000円、これにつきましては救急車退出路の高速道路門扉の電力点検に係る委託料のうち胎内市負担分でございます。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

総務 課長 次に、同じページの下のほうになります。14款1項1目総務使用料の1、行政財産使用料及びその下の2、電柱共架料は、前年度と同様でございます。また、その下の説明欄3と4の情報通信施設使用料と5の情報通信施設柱共架料は、特別会計廃止により今回から一般会計へ移行したものです。次のページをお願いいたします。25、26ページでございますが、一番下のほうになります。8目消防使用料の説明欄1、行政財産使用料でございますが、屋外子局電柱への共架料で前年度と同様でございます。以上です。

消 防 長 説明欄2、行政財産使用料、消防本部の所管分です。10万9,000円は、消防施設内に設置の電力柱33本、N T T柱39本、電話ボックス1か所の使用料で、前年度と同額でございます。続きまして、29ページ、30ページをお開きください。14款2項7目消防手数料でございます。説明欄1から7までの消防本部における各手数料71万5,000円は、前年度の実績を基に計上させていただきました。以上です。

第15款 国庫支出金

(説明)

総務 課長 次に、同じページの一番下のほうになりますけれども、15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですが、マイナンバー連携に関する補助金で、補助率は10分の10であります。また、その次の2、デジタル基盤改革支援補助金は、戸籍システムに係るものになりますが、自治体システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金であり、こちらも補助率は10分の10であります。以上です。

- 財政 課長 その下、説明欄 3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2 億 3,316 万 4,000 円は、令和 7 年度国の補正予算により配分された交付金のうち、7 年度に充当した残額について令和 8 年度に活用するもので、主な充当事業としては学校給食費及び保育園等の給食費の無償化やエネルギーコスト軽減支援金などでございます。
- 総務 課長 次のページをお願いいたします。31、32 ページになります。中段の少し下のほうになりますが、7 目消防費国庫補助金の説明欄 1、社会資本整備総合交付金ですが、令和 8 年度に作成予定の内水ハザードマップと高潮ハザードマップ、こちらの作成に対する補助金で、補助率は 2 分の 1 であります。以上です。

第 16 款 県支出金

(説 明)

- 企画戦略課長 続きまして、33 ページ、34 ページを御覧ください。下のほうになります。16 款 1 項 4 目事務移譲交付金でございますが、前年度並みを計上しております。次に、2 項 1 目総務費補助金、1 節総務管理費補助金、説明欄 1、土地利用規制等対策費交付金、説明欄 2、電源立地地域対策交付金も前年並みを計上しております。
- 総務 課長 次に、37、38 ページをお願いいたします。中段の少し上になりますけれども、6 目消防費県補助金の説明欄 1、地域防災力向上支援事業補助金ですけれども、防災士養成事業、また防災リーダー活用事業に対するものでございます。以上です。
- 選管・監査事務局長 続きまして、下段の 3 項 1 目 3 節の選挙費委託金です。説明欄 1 は、5 月 31 日投票の新潟県知事選挙に係る事務委託金で、説明欄 2 は令和 9 年 4 月 29 日任期満了となる新潟県議会議員一般選挙に係る事務委託金です。説明欄 3 は、在外選挙人の定時登録に係る委託金で 1,000 円を計上したものでございます。以上です。
- 総務 課長 次に、その下、4 節統計調査費委託金の説明欄 1、統計調査等市町村交付金は、令和 8 年度実施予定の統計調査、経済センサス等に対する委託金になります。また、その下の 2、統計調査費確保対策事業委託金は、調査員の研修会等の経費に対し交付されるものであります。以上です。

第 17 款 財産収入

(説 明)

- 財政 課長 次に、39、40 ページを御覧ください。17 款財産収入でございます。1 項 1 目財産貸付収入の 1 節土地貸付収入は、108 件分の 1,986 万 5,000 円を見込みました。
- 総務 課長 次に、その下になりますけれども、総務課分の建物貸付収入でございますが、こちらは第四北越銀行への荒川支所庁舎及び駐車スペースの貸付料であります。以上です。
- 財政 課長 続いて、説明欄の 2、財政課分の建物貸付収入では、7 件分、150 万 2,000 円を見込んでおります。以下、例年どおりのものは説明を省略させていただきますが、2 目利子及び配当金の 2 節基金運用収入は、基金の債券運用や定期預金利率の増を見込み、各基金の利子収入を増額しております。続いて、2 項財産売払収入の 1 目不動産売払収入から 4 目有価証券売払収入までは、項目計上としております。17 款は以上でございます。

第 18 款 寄附金

(説 明)

総務 課長 次のページ、41、42ページをお願いいたします。一番上になりますけれども、18款寄附金の1項1目一般寄附金から4目の教育費寄附金は、いずれも項目計上であります。以上です。

企画戦略課長 続きまして、5目ふるさと納税寄附金、1節ふるさと納税寄附金、説明欄1、企業版ふるさと納税寄附金は、昨年度と同額を計上しております。

第19款 繰入金

(説明)

財政 課長 次に、19款繰入金、1項特別会計繰入金の説明欄1、土地取得特別会計繰入金1億2,000万円は、土地開発基金で一般会計への土地売却により余剰となる額を土地取得特別会計から繰り入れるものでございます。2項基金繰入金ですが、前年度比28.5%、6億9,895万円の減で、17億5,400万円を計上いたしました。財政調整基金では、前年度より2,000万円減の9億6,000万円を計上したほか、減債基金では前年度6,000万円増の2億6,000万円を計上いたしました。主な特定目的基金であります。環境衛生基金で照明設備のLED化、荒沢最終処分場、し尿処理場の修繕工事などに充てるため、前年度比5億9,170万円減の6,910万円を、義務教育施設設備整備基金で小・中学校の営繕工事、また各種備品の購入などに充てるため、前年度比2億1,500万円減の2,350万円を、ふるさと応援基金では前年度比9,410万円増の4億3,160万円をそれぞれ計上いたしました。

第20款 繰越金

(説明)

財政 課長 次に、43、44ページを御覧ください。20款繰越金は、前年度と同額の6億円を計上いたしました。

第21款 諸収入

(説明)

財政 課長 続きまして、21款諸収入の1項2目の1節加算金とその下の過料、いずれも項目計上であります。

会計管理者 続きまして、6行目、説明欄2、歳計現金預金利子85万円です。昨年度と同様ですが、預金利率が上がっておりますので、大幅に予算増となっております。

財政 課長 次の3項公営企業貸付金元利収入及び6項雑入の1目1節滞納処分費から45、46ページに移りまして、5目1節過年度収入までについては、いずれも項目計上でございます。

総務 課長 同じページになりますが、45、46ページの上のほうからになります。6目雑入、1節総務雑入でございますが、説明欄1から21までが総務課の所管でございます。このうち18の道路改良工事等支障施設工事補償料、それから20の光伝送路等貸付料のこの2つにつきましては、情報特別会計のほうから、廃止によりまして、一般会計に移行したものでございます。ほかについては例年どおりでございます。以上です。

財政 課長 説明欄の22から28までが財政課の所管であります。22、建物共済災害共済金から25、自動車共済解約返戻金については項目計上であります。26の封筒広告掲載料は、財政健全化の取組の一環として、市の一般封筒に広告を入れていただいている広告料となります。27の市町村振興宝くじ市町村交付金、28の市町村振興協会基金交付

金は、いずれも宝くじの収益金から交付されるもので、前年度の実績により計上いたしました。

企画戦略課長 説明欄29から32までが企画戦略課所管分ではありますが、前年度並みを計上しております。

会計管理者 41、入出金機システム負担金、これは例年どおりになります。
総務 課長 次のページになります。47、48ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、8節消防雑入の1、上水道事業防災行政無線電波利用料負担金につきましても例年どおりでございます。以上です。

消 防 長 説明欄2から9までの消防本部所管分の消防雑入でございますが、説明欄3の高速道路救急業務支弁金は、積算数値の変更により増額となっております。説明欄8、消火栓修繕工事補償金は、消火栓5基の県事業による移設工事分の補償金として110万円を計上しております。説明欄9の研修時昼食負担金は、県消防学校において食費の事前の一括徴収に伴い、本来負担が生じない昼食分について旅費精算時に払戻しとなる分でございます。その他は、前年度とほぼ同額でございます。以上です。

第22款 市債 (説 明)

財政 課長 次のページ、49、50ページを御覧ください。22款市債であります。市債では、歳出の各事業に充てるため、前年度比6.4%、2億6,620万円増の44億5,210万円を計上いたしました。内訳で主なものを説明させていただきます。1項1目総務債で、本庁舎空調設備更新事業などに充てるため庁舎等整備事業債3億3,950万円を、3目衛生費で、公共施設照明設備LED化事業などに充てるため脱炭素化推進事業債2億3,890万円を、4目農林水産業債では、県営事業負担金などに充てるため農業農村整備事業債2億3,230万円を、瀬波船だまりしゅんせつ事業などに充てるため水産業振興施設整備事業債2億1,360万円をそれぞれ計上いたしました。5目商工債では、瀬波温泉地域活性化施設整備事業などに充てるため観光施設整備事業債1億9,370万円を、6目土木債では、道の駅朝日のリニューアル工事などで道の駅整備事業債9億5,770万円を、市道下相川日下4号線道路改良事業などで市道等整備事業債3億7,210万円をそれぞれ計上いたしました。51、52ページを御覧ください。7目消防債では、消防団の軽積載車や消防ポンプの購入、高規格救急自動車の購入などで防災基盤整備事業債1億1,690万円を、8目教育債では、2節の小学校債で学校統合に伴う朝日みどり小学校の改修工事などで学校教育施設整備事業債2億4,230万円を、9目災害復旧事業債では、林道今川線や仮田沢線の災害復旧工事などで林業施設災害復旧事業債1億670万円を、小岩内地内流路改修工事や普通河川赤坂川改修工事などで公共土木施設災害復旧事業債3億4,070万円をそれぞれ計上いたしました。なお、市債の残高見込みにつきましては予算書の234ページに記載のとおりであります。令和7年度末の見込みでは360億7,042万5,000円、令和8年度末では368億7,377万6,000円となる見込みでございます。歳入については以上でございます。

分科会長（高田 晃君）休憩を宣する。
(午後 0時01分)

分科会長（高田 晃君）再開を宣する。

(午後 1時10分)

歳入

第2款 地方譲与税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3款 利子割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 配当割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5款 株式等譲渡所得割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 法人事業税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第7款 地方消費税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 ゴルフ場利用税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 環境性能割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第10款 地方特例交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 地方交付税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 寄附金

(質 疑)

尾形 修平 寄附金について、42ページ、ふるさと納税寄附金なのですから、いいのだよね。18款でいいのですよね。

高田分科会長 はい。

尾形 修平 年々このふるさと納税伸びてきていると思うのだけれども、もうちょっと目標を持って、何年には幾ら幾ら、何年には幾ら幾らというような目標値を定めるほうがいいのかなというふうに感じているのだけれども、その辺政策監でも、企画戦略課長でも、どのようにお考えでしょうか。

企画戦略課長 寄附の目標額というものは定めておりまして、令和8年度の目標額は10億4,400万で、これはそれぞれのプロジェクトの事業費の合計額なのですから、こちらを目標額としています。

尾形 修平 今課長が言ったのは令和8年度のお話でしょうけれども、年次ごとに5年とか10年先を見据えた中の目標値の設定というの也被されているのでしょうか。

企画戦略課長 ちょっと10年後というところまでは目標値は定めておりませんで、今ほど言いましたように事業費ごとでの積み上げ額で目標額を定めております。

尾形 修平 これは政策監にお聞きしたいのだけれども、三条市あたりはふるさと納税専門官を雇って、3倍とか4倍とかにしているというお話も伺ったので、以前からそれも一般質問とかで何度か取り上げたということがあったのだけれども、その辺に関してはいかがお考えでしょうか。

政 策 監 三条市の澤さんはいつもお話に出ますので、そういったことも当然庁内で検討させていただきました。その中で、今そういった役割を果たす事業者さんがいらっやいまして、その方と契約を結んで戦略的な増やし方のアドバイスをいただいている

というところでございますので、特別なお一人にというわけではなく、そういった知見がある企業に戦略について御知見をいただいているという、そういう状況でございます。

第19款 繰入金

(質 疑)

菅井 晋一 財政調整基金繰入金について、これの充当先といいますか、どこに充当するものでしょうか。

財政 課長 財政調整基金ということでもいいですか。財政調整基金については、一般財源ということで、どこに充当しているというようなことはありません。

菅井 晋一 そのとおりなのですが、要は毎年9億円の繰入金を入れているわけではないですか。こんな予算、俺あり得ないと思います。やっぱり特別に大きな事業があるとか、そういうことで繰り入れるのだと、そういう考え方で予算組まないと、12月に出した財政収支見通しのとおり赤字ではないですか、ずっとこの先。毎年9億円繰り入れることを前提に計画を立てる、そんな計画ってあるものですか。要は、財政……3か年の財政健全化の、それは何にもならないということではないですか。去年も、その年も、前も、毎年9億円を繰り入れて予算組んでいるような、そういう健全化計画期間なんてあり得ないと思うのです。そして、この先も永遠にそれやっていくと。どこが健全化なのですか。どういう考え方で予算組んでいるのですか。

財政 課長 委員おっしゃるように、財調に頼らない予算編成、これができればベストなのですが、予算上は今現在においてはどうしても頼らざるを得ない状況になっておりますが、最終的というか、決算時には取り崩さない決算というようなことで、できればというようなことの予算組みとなっております。予算執行の抑制などによりまして、6年度、7年度とともに財調の基金を取り崩さずにやってこれました。それに加え、健全化の取組も進めながら、執行の抑制をしながら、そういうような運用を今は目指しているところでございます。

菅井 晋一 では、課長おっしゃるとおり、最終的には今年も繰入れしなくて終わっているわけですね。そしたら、いかにその予算の組み方が井勘定って失礼ですけども、井勘定というか、もうちょっと緻密な予算を組めば、せめてこの半分ぐらいにはできるのではないかと思います。市民には使用料を上げたり、負担を強いているわけではないですか。市はどうやって努力しているのだということが全然見えてこないです。せめて健全化集中取組期間であれば、その結果、今年は、例年9億だけれども、5億の取崩しの予算を組みましたとか、そういうのをやっぱり見せないで、何か本当に市民だけが苦勞して、市役所は今までどおり普通にやっているのではないかというふうに思われるのではないかと思います。できれば、本当にそういう気持ちでやっぱり予算組まないと、結果的に収支うまくいって取り崩さなかったなんて、そんな、普通のうちならばこんなことしないです。やっぱりこれを半分にするために、あの事業をやめようとか考えなければならぬですね。次々と大型プロジェクトはやるし、どんどんと、それはやっぱり必要だから、緊急性もあるしやると。それと、これとやっぱり両立するようなことが健全化の道筋ではないかなと思うのですけれども、政策監はどうですか。

政 策 監 委員おっしゃることももっともだなというふうに思っておりますが、財政健全化の指標としまして、一般会計への財政調整基金の当初予算ベースの繰入れですけれど

も、昨年度に比較して9億8,000万から9億6,000万円に減少しているというところもございます。数字として表れているところもありますので、こういったところを……対外的に見えるところでもございますので、ちょっとそういったところも含めて、今後引き続き財政調整基金の繰入れ金額が少なくなるように予算編成できてまいればと思っております。

菅井 晋一 分かりました。そしたら、やっぱり年最初はもうちょっと減らしておいて、収支見通し立ってきたら事業を加えとか、そういう工夫も必要なのではないかと思えますけれども、今のこの当初予算でどうのこうのなんて言ってもどうしようもないことでありますけれども、ぜひ来年度以降そのようなことも考えていただきたいし、赤字になるような収支見通しを出すこと自体も、これは非常に疑問かなと思います。今のとおりやっていけば赤字になるのは分かりますけれども、でもそれが収支見通しと言えるものなのかなというふうに思います。できれば、そういう見通しを立てないで、しっかりとした財政計画を立てた収支見通しを出すべきではないかというふうに思います。以上です。

第20款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第1款 議会費

(説 明)

事務 局長 それでは、53ページ、54ページを御覧ください。1款1項1目議会費でございます。総額1億7,965万2,000円となっております。前年度からの比較でプラス2.1%、363万6,000円の増となっております。主なものを備考欄で御説明申し上げます。説明欄1の議員報酬等では、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして1.5%増額改定分を計上いたしております。そこから議員共済会負担金が減額となっておりますので、差引きいたしまして、結果的には25万円の増額となっております。次に、説明欄2、議会運営経費ですが、2,098万4,000円となっております。前年度からの比較で99万9,000円の増となっております。主な要因は、物価高騰を考慮した費用弁償等の増額のほか、姉妹都市でございます鯖江市議会との交流の経費を計上したことによるものでございます。備考欄3、備考欄4については、説明を割愛させていただきます。議会費は以上でございます。

第2款 総務費

(説 明)

- 総務 課長 次に、55、56ページをお願いいたします。総務費であります。2款1項1目一般管理費の説明欄1、一般管理経費は、前年度とほぼ同様でございます。産休・育休代替の事務補助員報酬などや事務消耗品、郵便料など通信運搬費ほかを計上してございます。次に、同じページの下のほうになりますが、説明欄2の庁用車管理経費ですが、こちらは総務課で管理しております集中管理車両の管理経費であり、前年度とほぼ同様でございます。以上です。
- 企画戦略課長 それでは、57、58ページを御覧ください。説明欄3、秘書事務経費でございますが、前年度とほぼ同額を計上しております。
- 総務 課長 次に、その次の4、本庁舎管理経費4億2,036万5,000円でございます。こちらにつきましましては、前年度比で約3億2,000万ほど増額になっております。増額の理由といたしましては、老朽化いたしました空調設備、こちらについて改修したいということから、この経費としまして第2表の継続費のほうに計上しておりますが、年割額で3億6,480万円、こちらを計上したことになります。次に、その下、5、市民ほう賞経費でございます。毎年11月3日に開催しております市表彰式開催に係る経費であります。次のページをお願いいたします。59、60ページになります。ページの一番上になりますが、6、特別職人件費、こちらは市長及び副市長の人件費であります。今定例会に上程されております給料月額の変定及び昨年中に改定された期末手当月数について、反映した額を計上しております。その次、7、一般管理費職員人件費は、一般職98人分の人件費であります。以上です。
- 企画戦略課長 2目文書広報費、広報広聴費ですが、新たな取組として地域活性化起業人派遣負担金として610万円を計上いたしました。地域活性化起業人とは、3大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域の魅力や価値の向上等につなげることを目的とした取組であり、この費用は全額特別交付税として措置されます。以上です。
- 財政 課長 次に、3目財政管理費の説明欄1、財政一般管理経費です。E S P業務委託料は、エネルギーサービスプロバイダー業務委託料ということになりますが、市内21施設で最適な電気事業者の選定を委託しているものであります。システム使用料については、電子契約システム及び営繕積算システムの使用料であります。
- 会計管理者 続いて、会計一般管理経費2,395万8,000円です。前年度対比86万4,000円の増となっております。増額の主な原因は、今全国的に指定金融機関の公金の取扱手数料が値上げとなっております。そのため増額となっております。以上です。
- 財政 課長 続いて、61、62ページを御覧ください。5目財産管理費の説明欄の1、普通財産管理経費です。測量設計等委託料は、旧門前谷保育園の解体設計を行うものであります。システム使用料については、官公庁オークションに係る使用料であります。
- 企画戦略課長 6目企画費、説明欄1、生活交通確保対策事業経費ですが、地域公共交通活性化協議会負担金は前年度比1,850万8,000円の増となっておりますが、生活確保対策補助金の支出がなくなったことにより、全体では前年比1,117万7,000円の増額となっております。地域公共交通活性化協議会は、新たに観光を主眼とした町屋号と瀬波温泉・栗島号を日曜・祝日に運行を開始するほか、寒川のりあいタクシーの観光シーズンの土日・祝日の運行を実施、新発田乗合タクシーの通年運行による経費の増加に加え、人件費等の運行経費の上昇などにより増額となっております。山北地域交通運営協議会補助金は前年度比338万8,000円の増となっておりますが、主な要因は

	バスの運行経費の上昇や利用者の増加によるものでございます。説明欄 2、広域的公共交通推進事業経費は、公共交通に関連する各種協議会、同盟会に係る負担金であり、前年並みを計上しております。
総務 課長	その次、3の無線システム条件不利地域解消事業経費26万9,000円でございますが、携帯電話やテレビ放送の難視聴解消に要する経費であります。以上です。
企画戦略課長	説明欄 4、企画一般経費は、前年度比606万5,000円増でございます。主なものとして、統括コーディネーター1名分の経費とグリーントランスフォーメーションの推進や洋上風力のサプライチェーンの強化などの知見をいただくため、地域活性化起業人業務委託料を計上しております。続きまして、定住自立圏の経費は、前年度並みを計上しております。説明欄 6、総合計画策定経費は、第4次総合計画策定に係る経費を計上しております。続きまして、説明欄 7、デジタル化推進事業経費は、CIO補佐官としてDX推進アドバイザー業務を計上したほか、専門的知見から業務改善に関する伴走支援などの委託料を計上しております。業務における職員研修とICTツールの技術支援相談業務の回数の見直しにより、前年度比137万5,000円の減額となっております。説明欄 8、企業版ふるさと納税経費、前年度比141万1,000円の減額となっておりますが、主な要因は前年で計上していた看板作製業務委託料を保健体育施設経費に計上したことや、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料を令和7年度の実績に合わせて見直ししたものです。以上です。
総務 課長	次に、9、情報通信事業一般管理経費、それからその次の10、情報通信施設維持管理経費ですが、令和7年度まで特別会計で計上しておりましたが、特別会計廃止により一般会計へ移行したものです。山北・朝日・神林地域の情報通信施設の維持管理経費等を計上しておりますが、前年度の放送設備改築更新工事や告知端末撤去工事、山北センター等の空調更新工事などが終了したことから計上額は減となっております。以上です。
荒川支所長	続きまして、7目支所費です。65、66ページをお願いいたします。説明欄 1、荒川支所一般管理経費です。各細節に増減はございますが、ほぼ前年どおりの計上となっております。
神林支所長	次に、説明欄 2、神林支所一般管理経費713万3,000円は、昨年度に比べ212万3,000円の増となります。主な理由としましては、令和8年10月末でリース満了となります車両につきまして、新たに購入させていただくという費用を計上したことによるものです。
朝日支所長	説明欄 3、朝日支所一般管理経費576万7,000円、対前年比60万3,000円の減で計上いたしました。主な内容としましては、令和8年10月からマイクロバス1台のリース終了により燃料費11万1,000円の減、公用車リース料49万9,000円を減額しました。そのほかは、ほぼ例年どおりの経費を計上いたしております。
山北支所長	説明欄 4、山北支所一般管理経費でありますが、昨年度より124万の減であります。内容としては、例年どおりであります。
荒川支所長	説明欄 5、荒川支所庁舎管理経費です。こちらも各細節に増減はございますが、ほぼ前年どおりの計上となっております。
神林支所長	説明欄 6、神林支所庁舎管理経費1,490万4,000円は、前年度に比べて3,931万5,000円の減となります。主な理由としましては、現在実施しております庁舎のLED化の工事がなくなることによるものでございます。
朝日支所長	説明欄 7、朝日支所庁舎管理経費1,805万1,000円、対前年度比749万7,000円の増で

計上いたしました。主な内容としましては、設備保守点検業務委託料で非常用自家発電装置の点検項目に3年に1度エンジンの点検をしたいことから26万4,000円の増、庁舎外壁修繕のため工事請負費720万円を計上いたしました。そのほかは、ほぼ例年どおりの経費を計上いたしております。

山北支所長 説明欄8、山北支所庁舎管理経費であります。昨年度より約300万の減となっております。内容につきましては、工事請負費で山北支所高圧気中開閉器更新工事を計上しております。

荒川支所長 69、70ページをお願いいたします。説明欄9から説明欄12までの各支所緊急対応経費500万につきましては、前年と同額の計上でございます。

企画戦略課長 8目行政改革推進費、説明欄1、行政改革経費は、行政改革推進委員会の開催に係る委員報酬及び費用弁償でございます。続きまして、説明欄2、指定管理者選定委員会経費でございますが、指定管理者選定委員会の開催に係る委員報酬及び費用弁償でございます。説明は以上です。

総務 課長 次に、73、74ページをお願いいたします。12目電算管理費の1、庁舎情報システム管理経費5億1,809万円ですが、前年度比2億4,000万ほどの減となっております。減額の主な理由ですが、電算業務委託料で前年度計上しておりましたシステム標準化構築に要する費用、こちらの減が主な理由でございます。また、計上している経費の主なものとしましては、制度改正等に伴うシステム改修経費やシステム保守クラウドサービス利用料などを計上しております。以上です。

選管・監査事務局長 次に、77、78ページを御覧ください。14目入札監視委員会費14万1,000円です。委員5名の報酬が主な支出でございます。以上です。

総務 課長 次に、その下になります。15目諸費の1、本庁行政協力員連絡経費ですが、協力員への報酬、各区への文書配布報償、そういった経費でございます。例年どおりの内容であります。以下、2の荒川支所から、支所行政協力員経費から次のページの5の山北支所行政協力員経費、こちらまでの経費につきましても同様であります。以上です。

選管・監査事務局長 では続きまして、その下、2項1目の説明欄1、固定資産評価審査委員会経費7万3,000円です。委員5名の報酬が主な支出でございます。次に、83から84ページを御覧ください。4項1目選挙管理委員会費です。説明欄1の選挙管理委員会経費137万5,000円は、選挙管理委員4名の報酬等が主なものでございます。説明欄2の選挙管理委員会事務局人件費1,818万4,000円、こちらは事務局職員の人件費でございます。次に、2目の選挙啓発費の選挙啓発経費20万6,000円は、村上市明るい選挙推進協議会や明るい選挙出前授業に関係する協力者謝礼が主なものでございます。次に、3目新潟県知事選挙費3,934万6,000円は、5月31日投開票の新潟県知事選挙に係る経費で、主な支出としては期日前投票所と当日投票所の管理者や立会人の報酬並びに選挙事務従事者の時間外手当などとなります。次のページ、86ページの説明欄の消耗品費331万円は、投票所及び開票所などの各種選挙用消耗品で、ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料648万5,000円は、473か所のポスター掲示場の設置及び撤去費用でございます。機械器具購入費201万3,000円は、投票用紙自動交付機などの購入費用であります。機械器具購入費の経費については、ほかの選挙でも使用できることから2分の1補助となりますが、そのほかの経費は全額が県の補助対象となり、歳入で御説明した委託金として入ることとなります。次に、4目新潟県議会議員一般選挙費経費1,736万4,000円は、令和9年4月29日任期満了となる県議選

準備のための令和8年度分の経費でございます。主な支出の内容につきましては、新潟県知事選挙とほぼ共通しております。全額が県の補助対象となり、歳入で御説明した委託金で入ることとなります。以上です。

総務 課長 同じページの一番下から次のページ、87、88ページにかけてになります。5項1目統計調査総務費の1、統計調査経費は、調査員の研修等に要する経費であります。その次、2の統計調査総務費職員人件費は、担当職員2名の人件費であります。次に、88ページ、その下、2目基幹統計調査費の1、基幹統計調査経費は、前年度に比較しまして2,500万ほどの減となりました。これは、令和7年度に実施された5年に1度の国勢調査が終了したことが主な理由であります。以上です。

選管・監査事務局長 続きまして、6項1目の監査委員費でございます。説明欄1の監査委員経費は、監査委員の報酬が主な支出でございます。2の監査委員事務局職員人件費は、事務局職員の人件費でございます。以上です。

第9款 消防費

(説明)

消 防 長 では、173ページ、174ページを御覧ください。9款1項1目常備消防費、説明欄1、常備消防総務一般管理経費5,056万8,000円、前年度比プラス12.4%、557万9,000円の増額です。増額の理由といたしまして、修繕料で山北ポンプ車のポンプオーバーホール修繕を予定しておりまして、401万5,000円ほどの増額となっているほか、通信運搬費は、令和8年度から本運用となるマイナ救急の救急車7台分の搭載機器通信費を新たに計上しており、109万9,000円の増額となっております。また、救急救命士実習委託料は、令和8年度新採用を含め4名の就業前実習費用の増に伴い増額、テレビ受信料につきましては、未契約であった消防車両のカーナビ20台分のNHK受信料を計上しております。175、176ページをお開きください。消防資機材購入費では、老朽化した消防ホースの更新、林野火災用の消火用資機材の購入のため、前年度比で92万4,000円の増額となっております。その他については、ほぼ例年どおりの額となっております。説明欄2、消防庁舎管理経費1,719万、前年度比マイナス36.4%、985万2,000円の減額です。減額の理由としましては、昨年度の事業でありますOAサーバーの更新がございましたけれども、令和8年度は庁用備品の購入がございませんので、大幅な減額となっております。また、光熱水費は前年度の実績相当額とし、112万円の減額となっております。ほかは、ほぼ例年どおりでございます。説明欄3、消防救急無線管理経費8,933万8,000円、前年度比プラス24.8%、1,773万8,000円の増額です。増額の理由といたしまして、修繕料で無停電電源装置の取替え、直流電源蓄電池の更新のほか、デジタル携帯無線機の修繕を予定しておりまして、前年度比16万8,000円の増額となっております。設備保守点検業務委託料では、緊急通信指令施設の保守管理委託料金の改定に伴いまして102万3,000円ほどの増となっております。工事請負費については、消防本部、松山区間の18ギガヘルツ帯通信装置修繕一式工事に伴い、工事の前払い金として2,160万を計上しております。消防緊急通信指令装置リース料につきましては、再リースに伴い250万ほどの減額となっております。他は、ほぼ前年度と同様でございます。常備消防職員人件費、説明欄4、12億5,759万7,000円、前年度比プラス5.3%、6,366万円の増です。消防職員の給料、諸手当、共済費、負担金等の説明は省略をさせていただきます。177、178ページをお開きください。9款1項2目非常備消防費、説明欄1の予防・広報経

費1,106万5,000円、前年度比マイナス5.2%、60万2,000円の減額です。消防団員の報酬は、各事業の縮小や前年度の実績ベースで積算し、計上し、70万3,000円ほどの減額となっております。費用弁償については、団員の消防学校入校旅費を別目から移行したため、わずかですが増額となっております。消耗品費は、前年度とほぼ同額でございます。説明欄2、災害警備経費317万9,000円、前年度比マイナス20.3%、81万円の減です。消防団員報酬は、災害が減少傾向であることから、前年度比で80万の減額の計上といたしました。燃料費につきましては、令和6年、7年度の実績から額を計上しております。説明欄3、非常備消防一般管理経費1億3,532万4,000円、前年度比マイナス1.8%、249万の減額となります。消防団員報酬は、消防団員の実員数の減少により、前年度比でマイナス234万9,000円の減額となっております。また、団員実員数が算定数値となっている地区消防団運営報償、保険料、県市町村総合事務組合負担金、県消防組合互助会負担金についても減額となっております。費用弁償については、団員の消防団員入校旅費5名分を別目へ移動するための減額でございます。消耗品費は、団員の被服等の単価上昇に伴い増額となっております。他は、前年度とほぼ同様でございます。説明欄4、消防防災職員人件費918万4,000円、前年度比プラス3.7%、防災担当職員の給料、手当、共済費、負担金等の額でございます。説明のほうは、省略させていただきます。9款1項3目消防施設費、説明欄1、常備消防防災施設整備経費4,105万4,000円、前年度比プラス3.6%、143万8,000円の増額となっております。機械器具購入費について、令和8年度に購入する救急車更新整備といたしまして2,221万5,000円を計上しております。消耗品費及び消防資機材購入費につきましては、救急車更新整備に必要な物品購入のため前年度とほぼ同額を計上、またリサイクル料、保険料についても更新車両の登録に必要な経費を計上しております。機器保守点検等委託料は、予定している工作車のクレーンの点検、また高圧コンプレッサーの点検、救急資機材の点検のうち、救急資機材の点検数が減ったことにより減額でございます。説明欄2、非常備消防施設経費1億235万4,000円、前年度比プラス44.7%、3,160万6,000円の増額となっております。179、180ページをお開きください。軽積載車等の車検予定台数が前年度より増のため、車検等手数料、保険料、自動車重量税について増額となっております。また、令和8年度の主要事業である軽積載車6台及び小型ポンプ7台の更新を予定しており、機械器具購入費として5,412万5,000円を計上いたしました。また、防火水槽清掃委託料として新たに81万4,000円を計上。消火栓工事負担金は、県事業、他課の事業として消火栓5基の移設、更新及び撤去、地権者要望による移設等により2,710万円を計上いたしております。工事請負費につきましても、防火水槽新設工事を先送りし、消防井戸埋め戻し工事のみの予算計上といたしました。他は、ほぼ同年度と同額でございます。以上です。

総務 課長

同じページ、その下になりますが、4目水防費の1、水防対策経費でございますが、消耗資機材の購入ほかの経費であり、例年どおりでございます。以上です。

消 防 長

説明欄2、水防対策経費、消防本部所管分です。200万円、これは消防団の水防訓練や水防出動した際の出動報酬でございます。前年度の実績を基に計上いたしました。以上です。

総務 課長

同じページ、次のところになりますが、5目災害対策費の1、防災対策一般経費ですが、前年度比で約1,400万円ほど増となっております。令和8年度予算では、内水及び高潮ハザードマップ作成業務、こちらの委託に約1,600万ほど計上していること

が主な理由になります。次に、181、182ページをお願いいたします。一番上になりますが、説明欄2、防災行政無線管理経費ですが、前年度とほぼ同様の計上であります。主な内訳としましては、防災行政無線設備保守管理業務委託で3,480万円ほど、またシステム使用料ですが、テレビ電話アカウント料と防災タブレット通信料で合わせて6,600万円ほどを計上しております。次に、3、防災対策職員人件費は、防災担当職員6名分の人件費であります。以上です。

第12款 公債費

(説明)

財政 課長 ページ飛びまして、219、220ページをお願いいたします。12款公債費です。元金については、令和4年8月豪雨の元金償還が本格的に始まることから、また利子については新発債分の利率上昇などによりまして、前年度比10.7%、3億8,156万1,000円増の39億3,956万4,000円を計上いたしました。

第13款 諸支出金

(説明)

財政 課長 続いて、第13款諸支出金であります。前年度比21.8%、8,202万9,000円の増額であります。1項の普通財産取得費、土地及び家屋等購入費はいずれも項目計上でございますが、2項の基金費でふるさと納税寄附金の増により、ふるさと応援基金積立金が6,780万円増となったこと、基金の利子が債券運用や預金利子の増により増額となったことによるものであります。

第14款 予備費

(説明)

財政 課長 続いて、221、222ページを御覧ください。第14款予備費については、前年同額の6,000万円を計上いたしました。

第2条「第2表 継続費」

(説明)

総務 課長 次に、戻っていただきまして、7ページのほうをお願いしたいと思います。第2表、継続費であります。2款総務費の本庁舎空調設備改修事業について、令和8年度と9年度の2か年の継続事業として年割額のとおり定めるものであります。以上です。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

選管・監査事務局長 では次に、8ページを御覧ください。第3表、債務負担行為であります。1段目の新潟県議会議員一般選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料と2段目の新潟県議会議員一般選挙ポスター掲示板作成及び処分業務委託料は、令和8年度中の令和9年3月にポスター掲示板を作製、掲示場に設置して、令和9年度の4月、選挙終了後に撤去・処分することから2か年度にまたがるため、債務負担行為をお願いするものであります。以上です。

消 防 長 第3表の下から3つ目、消防救急デジタル無線設備更新工事でございます。消防救急デジタル無線設備更新工事は、消防本部と消防デジタル無線松山区との間に設置

されている固定無線局装置の一部が故障しており、18ギガヘルツ通信装置設備の一
式の契約から物品等調達に時間を要するため、工事請負費の令和8年分を差し引い
た額の債務負担をお願いするものでございます。その下、消防ポンプ自動車購入費
でございますが、消防ポンプ車のベースとなるシャシーの法規制適用が毎年9月に
統合され、消防車を製造するメーカーへのシャシー供給が秋以降となり、年度内の
完成車の納入が難しくなることから、消防車の更新を2か年計画としまして、
消防ポンプ自動車購入費の債務負担をお願いするものでございます。以上です。

第4条「第4表 地方債」

(説明)

財政 課長 続いて、9ページを御覧ください。第4表、地方債であります。起債の目的、限度
額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めたものであります。

第5条 一時借入金

(説明)

財政 課長 次に、1ページに戻っていただいて、第5条であります。一時借入金の借入最高額
を30億円とするものであります。

第6条 歳出予算の流用

(説明)

財政 課長 最後に、第6条、歳出予算の流用は、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の
経費の金額を流用できる場合を定めたものであります。説明は以上でございます。

歳出

第1款 議会費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質疑)

尾形 修平 款が2つしかないので、総務費が多分ほとんどを占めると思うのだけれども、順次
聞きます。60ページのE S Pの業務委託料196万7,000円ということで、この効果と
いうのは担当課で把握していますか。

契約検査室長 効果につきましては、東北電力の料金との試算になりますけれども、市内高圧施設
21施設導入しまして、年間で800万程度の効果が出ております。

尾形 修平 次に、62ページの生活交通確保対策事業なのだけれども、これ地域公共交通活性化
協議会の負担金ということになっていて、あまりにも大きいので、先ほどの課長のお話の中で、新発田病院の乗合タクシーというか、あれというのは利用者数って7年
度はどのぐらいなっていましたか。

企画戦略課長 昨年の10月から開始したのですけれども、10月から1月までの利用者の合計が107人
となっておりまして、月平均26.8人でございます。

尾形 修平 この107人、予算に割り返して計算したことってありますか。1人当たりの利用料と
いうか。

企画戦略課長 地域交通政策室長から答弁いたします。

地域交通政策室長 新発田病院通院対応高速のりあいタクシーの1人当たりの運行経費ですが、1万3,138円となっております。

尾形 修平 たしか私もそのぐらいだなというふうに思っていたのだけれども、それだけの予算をかけて、使われる方は当然よろしいのだろうけれども、あくまでもこれは税金からの補填になっているので、使わない方との整合性というのはいかがなものかなというふうなもの、これに関しては全てのものに関して共通しているので、あえて突っ込みませんけれども、次に寒川の土日の乗合タクシー、これ利用者数ってどのぐらいを見込んでいます。

地域交通政策室長 令和8年度の見込みですと、便数でいいますと216便増便になりまして、人数ですとおよそ1,500人程度になろうかと思っています。

尾形 修平 次のページ、64ページの企業版のふるさと納税の経費なのだけれども、一番下のマッチング支援業務委託料です。これの効果というのは、どのように把握されていますか。

企画政策室長 令和7年度におきまして、現在企業版ふるさと納税をいただいたのが20社ございます。そのうちこのマッチングサイトを利用した寄附っていいですか、活用して寄附をいただいたのが9件ございます。当然この支援事業者のほうには手数料をお支払いするのですが、手数料につきましては平均しますと寄附総額の10%程度ということで、こちらは支援サイトのほうから、支援業者のほうから9件ほど御紹介をいただいて寄附につながっているというような状況でございます。

尾形 修平 9件の寄附額の合計は幾らですか。

企画政策室長 少々お待ちください……

尾形 修平 いや、出なければ後からでもいいです。

高田分科会長 もし時間かかるのであれば後で。

企画政策室長 後ほど報告させていただきます。

尾形 修平 では、その上の6番の総合計画策定経費、一番下のこれも業務委託料ということで1,300万ほど計上されていますけれども、この総合計画の委託料に関しては、総合計画は全体の構成の中で基本構想、基本計画、あと実施計画というふうに3段階構成になっていると思うのだけれども、それを全て含めたこれは予算ですか。

企画戦略課長 はい、全て含んだものでございます。

尾形 修平 ちなみに、委託先は第3次のときと同じですか。

企画戦略課長 はい、随意契約を予定しております。同じ企業、会社になる予定です。

尾形 修平 私は取りあえずはいいので、さっきの。

企画戦略課長 申し訳ありません。第3次と同じですかということでしょうか。

尾形 修平 うん、そうそう。を予定していますかということ。

企画戦略課長 はい、同じでございます。

野村美佐子 60ページなのですけれども、地域活性化起業人派遣負担金というのが新しく総務省が、国からの援助も来るのだと思うのですけれども、これって何人ぐらいで、どういう業務を想定しているのかも考えられていますか。

企画戦略課長 地域活性化起業人は、広報のほうからまず1人です。こちらのほうからはちょうど600万ということなのですけれども、内容といたしましては後方支援ということでデジタルマーケティングですとか、ウェブですとかSNSなどのデジタル技術を活用したマーケティングですとか、コンテンツの作成のノウハウをこちらにいただきま

して機能を強化するというもので、来ていただくのは結構国でも全国的に有名な、多様なネットサービスを展開する総合エンタメ、多角的オンライン企業の方から1人来ていただくということでございます。月の半分以上はこちらに勤務していただく予定としております。

政 策 監 追加でございます。今御説明したのが起業人1人目でしたが、2人目もございまして、副業型といいまして、月に1回こちらにいらしていただいて外部の知見をいただくというふうに考えておりまして、そのもう一人分の分野としましては、洋上風力関係で今サプライチェーンを地元でつくっていかねばならないという分野がございまして、そういうところでやはり洋上風力かなり専門的でございますので、そういった中にどのような形で地元の企業が入っていけるのかという、その御知見をこの副業型の地域活性化起業人でいただきたいというふうに考えているところでございます。

野村美佐子 では、その1人と、この月1程度の方の予算という感じで考えてよろしいのでしょうか。

企画戦略課長 はい、それぞれ1人でございます。

野村美佐子 あと、国で上限590万までですか、支援が来るって、補助が来るというあれですけども、それはほとんどそういうお金が使えるという見込みなのですか。

企画戦略課長 特別交付税の上限額なのですけども、令和8年度がまたさらに上がりまして、610万円の予定となっております。その満額ですし、もう一方のほうは企画のほうの予算ですけども、こちらの委託料200万も全て交付税の措置がされるということでございます。

尾形 修平 今回の5番委員の質問に関連してなのですけども、これは市長の施政方針の中に出ていた地域力創造アドバイザー制度ということでもいいのですか。

政 策 監 地域力創造アドバイザーは、地域活性化起業人の制度とはまた別の制度でございまして、こちらのアドバイザー制度につきましてはアドバイザー一覧というのが、総務省のほうで実績があると確認された方がずらっと並んでいまして、その中から派遣いただく方を選んで、個別に折衝して来ていただくというような事業でございまして、地域活性化起業人は企業ですとか、その企業に属されている個人の方と契約をして来ていただくという制度で、ちょっと別の制度にはなりますが、ただ両方同じ特別交付税で全額措置されるようになっておりますので、お金としてはどちらも一般財源の負担はないというものになります。

尾形 修平 見ていた中で、私言った地域力創造アドバイザーに関しての予算が見当たらなかったものだから、それどこに出ていましたか、ちなみに。多分企画戦略課の担当になるのではないかな。違うのか。

政 策 監 むらかみ暮らし推進課のほうの予算で計上されておりますので、企画戦略課のほうで計上されているものではないです。

尾形 修平 分かりました。

富樫 雅男 先ほどありました62ページの新発田の高速乗合タクシーですけども、これは月ごとにとちょっと利用人数教えていただけます、10月以降の。

企画戦略課長 利用状況ですが、10月が18人、11月が31人、12月が25人、1月が33人となっております。

富樫 雅男 分かりました。最初は周知されていなかったということはあると思いますが、利用された方に私も聞いてみたら非常にありがたいという話もあるので、ぜひ

周知、広報に努めていただければと思います。ありがとうございます。

菅井 晋一 庁舎の空調の工事費があります。このおおよその内容を教えてください。

総務 課長 事業費は継続費のところでお示ししているとおりののですが、本庁舎の空調設備につきましては昭和49年、この庁舎が建てられたときの基本のものを現在使用しております。1点、大本の冷温水発生装置と言われる部分につきましては平成7年に交換しているというような状況ですが、ほかについてはほぼ当時のものを使っているという状況でございます。老朽化しておりまして、実は去年の7月にも一回一日ちょっと使えない日がありまして、ちょうど議運の日に御迷惑かけたような記憶がありますので、御記憶にあるのではないかなと思うのですが、やはり度々調子が悪いということが発生しております。庁舎の例えば介護高齢課ですとか、今でいうとこども課、そういった部分ですとか、保健医療課ですとか、全部ではないのですが、やっぱり部分的に効きが悪いところはかなりありまして、そこについては今個別のエアコンを入れながら対応している部分がございます。この工事なのですが、基本的にはガスを使う工事になりますが、部分的にそれが使いにくい部分につきましては電気を使うということで併用するような形になっています。今回事業費相当かかるといことで、財源のほうになりますけれども、財源のほうは起債の充当を予定しております。こちらは脱炭素化推進事業債ということで、充当率90%、交付税算入が30%ということで、通常庁舎にはなかなか有利な起債は使えなかったのですが、財政課のほうと協議いたしまして、使える見込みが立ったということで今回財源のほうを計上しております。なお、現在既に個別のエアコンが入っているような部署については今既存のものを使うということで、全てを新しいものにするのではなく、どうしても不足の部分について入れるという形で事業費のほうも圧縮を図っているということでございます。以上です。

菅井 晋一 よく分かりました。これをやれば、あとこの庁舎はしばらくもつか、言い方は悪いですがけれども、ほかに何か機械設備とか給排水、水の関係とか、何か直していかなければならない部分ってありますか。

総務 課長 昭和49年、50歳を超えているという建物でありますので、やはりところどころ直していかなければいけないものはございます。懸案事項であった照明につきましては、今回LED化したということでございますし、あと大きなところでは給排水の設備、これも老朽化しておりますので、何とかタイミングを見て手を入れていきたいと思っておりますし、あと屋上の防水、少し気になる場所がありますので、そちらも手を入れていく。今あと外壁のほうを少し直させていただいておりますが、こちらについても全部ということにはなかなかいかないのですが、箇所箇所を見ながら適切に対応していきたいと、そのように考えております。

企画政策室長 先ほど尾形委員のほうからありました企業版によるふるさと納税の支援事業者を使った寄附額ですが、705万9,870円でございます。

尾形 修平 この件に関しては再質問みたいな格好になってしまうけれども、そうするとこの企業版ふるさと納税のマッチング支援業務委託料466万4,000円を業者のほうに委託料として払って、今そこの七百云々のお金が企業版ふるさと納税で村上市がいただいて、その10%をさらに業者のほうに支払っているという理解でいいのですか。成功報酬の10%ってさっき言ったけれども。

企画政策室長 先ほど10%と申しましたのは、平均しますと10%でございまして、事業者によっては10%から20%という差がございます。

尾形 修平 仕組みとして私が言っているのでもいいのですかということを知りたいわけ。

企画政策室長 寄附いただきました、今ほど私700万と申ししたのは今年度、令和7年度のベースでお話をさせていただいております、その中で今回手数料としてお支払いしたのは705万9,000円のうち154万7,000円ということでございます。

尾形 修平 そうすると、この委託料に154万足すと約600万になるわけだ。ということではないの。そういう理解でいいのではないの。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 だから、700万もらうのに600万使ったのですかということを知っているわけ。

企画政策室長 申し訳ありません。今ほど尾形委員おっしゃったのは、466万4,000円で令和8年度予算でございますね。

尾形 修平 うん、そうそう。

企画政策室長 申し訳ございません。令和8年度予算につきましては、寄附額合わせまして2,120万の見込みについて20%で計算してございます。

尾形 修平 では、それだけ集められる、多分当てがあつての話なのだろうけれども、大丈夫ですか。大丈夫ですと言うのも失礼だけれども。あまりにもこのウエートが大きいのではないかなと思ったわけよ、委託料の。

企画政策室長 この企業版の寄附につきましては、現金でいただくものと、あと物納ということでは物を頂く、商品を頂く、この2パターンございます。今回の予算につきましては、現金、寄附額によるものを1,120万の見込みでございますし、物納、物のものによるものを1,000万ということで、トータル合わせて2,120万の予算に対しての手数料を計上してございますが、先ほど申しましたとおり、令和7年度におきましては現金で、今現在ですが、1,052万6,000円、物納で365万9,000円ということで、合わせまして1,118万5,000円ほどの寄附をいただいておりますけれども、来年度はさらに努力しながら寄附を集めるようにしたいと思っております。

尾形 修平 それにしても、私の言いたいのは、この委託料が寄附額もらっている割には大きいのではないのということを言いたいの、その辺今後業者の方ともお話ししていただければと思いますし、委託料に比べてより多くの寄附額が得られるのであれば納得するのだけれども、いかにせん集まっているお金がちょっと物足りないかなというふうに感じているものだから質問させていただきました。以上です。

富樫 雅男 1件、各支所の庁舎の経費が出てきていますけれども、68ページですか、ちょっとそれに直接関係はないのですけれども、第四北越銀行が荒川支所のほうにできましたけれども、あれだと雨のときとか雪のとき利用者は外でみんな待っていないといけないのです。この前私も利用したときに、たまたま大風のときだったのですけれども、寒い中で皆さんもう震え上がっていましたけれども、雪も何もないときであればですので、何か雨、冬のことを考えると前室みたいな、少なくとも屋根が必要ではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

荒川支所長 私どもといたしましては、第四北越銀行さんから貸してくださいと言われてたわけで、協議していきまして、契約してお貸ししているということですので、お客様の利便とか、そういうものにつきましては、委員今おっしゃられましたことを第四さんに伝えますが、こちらでどうこうというふうには私どもでは考えてございません。

富樫 雅男 第四北越にお願いするのでも、どちらでもいいのですけれども、あのままでは利用者はもう物すごく大変だなと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

第9款 消防費

(質 疑)

- 尾形 修平 先ほども7年度の補正予算で出ましたけれども、神林分署の件です。委員会の思いとしてもそうですし、議会としての思いもそうなのですけども、いかんせん現在のあの状況を見て、あのままでいいというのは誰も思っていないわけです。ある程度の方向性、例えば8年度で当初予算にはまずないわけだから、補正予算でも対応していくというような先ほどこちとお話ありましたけれども、この先、例えば来年度調査して、再来年度に設計、工事というふうなスケジュール感をもし消防のほうでお持ちなのであれば聞かせていただければなというふうに思います。
- 消 防 長 現在のスケジュールにつきましては、まずは移転先を決めることが最重要だと思っております。幾つか案はありますけれども、関係の課としっかり協議を進めさせていただきまして、なるべく早く移転先の移転地の調査ですか、そちらのほうに入らせていただければ次にスムーズに進むのではないかというふうに思っております。今のところは、ここまでしかちょっと申し上げられませんが、すみません。
- 尾形 修平 これも今までほかの皆さんから言われたように、私らが視察に行ったときに支所の保健センターと向かいのパルパークの道路を挟んで一部の土地が一応候補地だということで見てきたのだけでも、先ほど説明の中でその土地が浸水するとかどうのこうのという話があったけれども、あそこは候補地にならないということなのか。
- 政 策 監 誤解があるといけないので。目の前の市道は浸水するのですけれども、海側のほうには出ていけるというようなところもありまして、ただ海側のほうに出ていくにしても、その海側に出ていくまでの施設整備などが必要になってまいりますので、そういったところも全て勘案して、今のところが本当にいいのか、ほかに求めるべきところがないのか、そういったところも全体的に検討させていただきたいというふうに浸水の件を出させていただきました。
- 尾形 修平 浸水の話しすれば、ハザードマップでいう浸水区域は村上市至るところにあります。神林地内でも今のところ、支所のところだってもうだし、同じ条件なわけです。そんな中で、例えばちょっとでも浸水に影響するのであれば盛土してとかって、政策監は今出ていく道路の話したけれども、そうすると全ての機能が停止するということと同じだというふうに私は受け止めるわけです。だから、土地は市がわざわざ購入しなくても市で持っている土地いっぱいあるので、その選定に関してもスケジュール感を持って、いついつまでというのをしてもらわないと、まだ土地見つからない、あれもできない、これもできないって言っていれば延び延びになっていくだけなので、その辺のことをスケジュール感を持ってやってもらいたいということを行っているのです、その辺いかがですか。
- 副 市 長 本当にごもっともな御意見でございます。市長は、一般質問の際にまずは青写真をつくるのが大事だということの答弁をいたしました。消防本部でということも付け加えた御発言、答弁だったわけでございますけれども、先ほど政策監も答弁申し上げましたとおり、これは村上市としてどうあるべきかというこのスケジュール感もきちっといわゆるロードマップをつくりながら、できるだけ早く、これは今の保健センターの中がいいのか、あるいは道路を挟んで向かい側がいいのか、それも含めて浸水についても対策を講じなければなりませんので、スピーディーに対応してまいりたいというふうに考えております。

野村美佐子 これもちよっと質問でも言ったのですけれども、防火衣の10着の予算というのはどれになるのですか。防火衣を10着ずつ買っていくってなりましたよね。それって被服費ではないですよ。こんな安くないので。どこに出てきているのかなと思って。

消 防 長 当初計画では、10着ずつ更新分を毎年行っていくという計画だったのですけれども、令和6年くらいで職員の更新ができていないと、更新分は。新採用職員については、採用するたびに採用職員分は配付しております。1着40万ぐらいしますので、現在新採用職員合わせて57名既に更新しておりますけれども、残りが119名、全部で更新する人数が110ですので、62名分がまだ更新できていないという状況でございます。

高田分科会長 予算はどこに出ているのだ。

野村美佐子 すみません。今年の予算はどこに出ているのでしょうか。

消 防 長 今年は、予算見送りになりました。見送りでございます。新採用職員分として取りあえず1着分は確保しておりますけれども、更新分については今年は見送りということでございます。

野村美佐子 財政健全化でも削っていいところと削って悪いところがあると思うのですけれども、これはなぜ削られたのでしょうか。本当にこんな大事な予算が、計画がなぜチャラになったのかがちょっと理解できないのですけれども。それは、どちらに聞けばいいのですか。財政でしょうか。

財政 課長 今回の予算を組むときに、各課の方には優先度を考慮して要求をお願いしますということをお願いをしております。その中で、消防のほうからは要求を控えたというような格好で認識しております。

消 防 長 来年度の防火衣の予算につきましては、消防の予算がある程度決まっていますので、その中で優先しなくてはいけない事業というのがございまして、それをいろいろ検討した結果、防火衣を今回は見送ったということでございます。

野村美佐子 本当に泣く泣く削ったのだと思いますけれども、現場の職員の不安感とか、そういうのをお聞きすると、絶対に削る……消防の予算そのものを増やすべきだと私は思いますけれども、こういうことが続いたら本当に消防職員がやっていこうという気にならないと思うので、ぜひともそれこそ最低10着でも今年度補正予算つけてほしいし、来年度には一気にほかの方もできるようにしていただきたいと強く思います。来年というか、事あるごとにお聞きしたいと思います。以上です。

高田分科会長 答弁はいいですか。

野村美佐子 はい。

菅井 晋一 180ページの高潮ハザードマップ作成業務委託料ってあるのですが、これは普通の津波ハザードマップとは違うものなのでしょうか。

危機管理室長 高潮ハザードマップにつきましては、津波と異なりまして、そもそも高潮といいますのは台風ですとか非常に発達した低気圧が上空に来ますと海面潮位が上昇しまして、それと相まって台風等の風で宅地のほうに浸水が及ぶというものになっております。令和3年度の水防法の改正によりまして、令和7年度までに海岸管理者である県が浸水想定区域を作成するということになっておりまして、それを踏まえてのハザードマップの作成というものになっております。

菅井 晋一 分かりました。住民にしてみれば、津波も高潮も水が来る分には同じだよな、海からの高さによって何か地図みたいなマップができる分には同じような気がして聞いてみたのですけれども、こんなに金かけてもったいないなという、消防の防火衣のほうが大事なのかなと、それは別ですけれども、分かりました。

第12款 公債費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 継続費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4条「第4表 地方債」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5条 一時借入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6条 歳出予算の流用

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（高田 晃君）散会を宣する。

(午後 2時37分)